

最高裁秘書第2996号

令和4年10月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書開示通知書

6月10日付け（同月13日受付、第040207号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「【重要】対談「中村事務総長×デジタル専門官&最高裁職員」について（お知らせ）」と題する文書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

【重要】 対談「中村事務総長×デジタル専門官＆最高裁職員」について（お知らせ）

発信部署名 :	総務局審議官室／デジタル推進室
発信者 :	北村一晃
掲示期間 :	2022-04-22 ~

本文

昨年、デジタル専門官3人が裁判所職員に加わり、他の裁判所職員と共に職務に携わっています。このたび、中村憲最高裁事務総長が、デジタル専門官3人、一緒に働く職員2人と対談を実施しました。
対談では、和やかな雰囲気の中、私たちからすれば当たり前の裁判所の現状にデジタル専門官の皆さんのが驚きを感じていること、裁判所のデジタル化に向けたポイント、一緒に働く職員がデジタル専門官の皆さんから得た気付きなどについて、中村事務総長と参加者に本音で意見交換していただき、非常に充実した対談になりました。今後のデジタル化に向けて、ぜひ御一読ください。

添付

対談 総長×デジタル専門官＆最高
裁職員.pdf 802 Kbyte